

## 4 老人保健事業等の平成20年度以降の取扱いについて

### (1) 老人保健事業について

- 今般の医療制度改革に伴い、平成20年度より「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、「老人保健法」に基づく老人保健事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防の観点から医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導と、「健康増進法」に基づき市町村が実施する健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導）となる。
- このことから、所管についても老健局から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく事業については保険局に、「健康増進法」に基づく事業については健康局に移管される。  
また、現在、老人保健事業における基本健康診査と同時に実施している生活機能評価については、平成20年度からは地域支援事業交付金の対象となる。

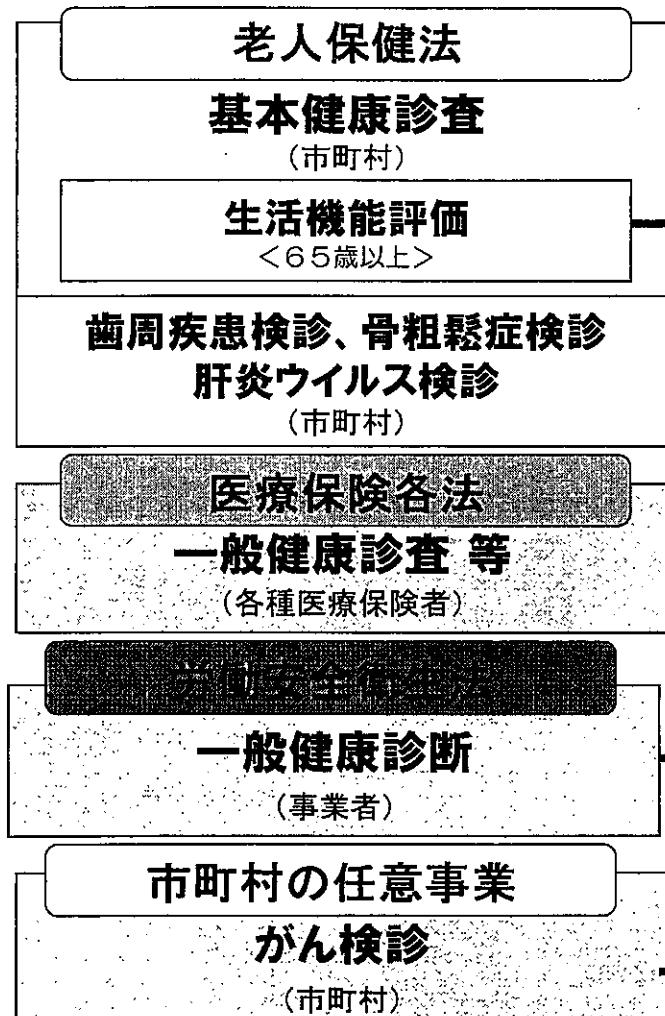
### (2) 市町村が実施するがん検診について

- 市町村が実施するがん検診については、平成10年度の負担金の廃止により市町村の独自事業として行っているが、平成20年度からは健康増進法に基づく健康増進事業に位置付けられ、市町村に努力義務が課せられることとなるとともに、所管についても老健局から健康局に移管される。
- なお、「がん検診事業の評価に関する委員会」において、平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でがんの早期発見の重要性の観点から目標とされた、「がん検診の受診率を5年以内に50%とすること」とび「すべての市町村において精度管理・事業評価が実施されること」について検討いただいているところであり、平成19年度中に報告書を取りまとめることとしている。

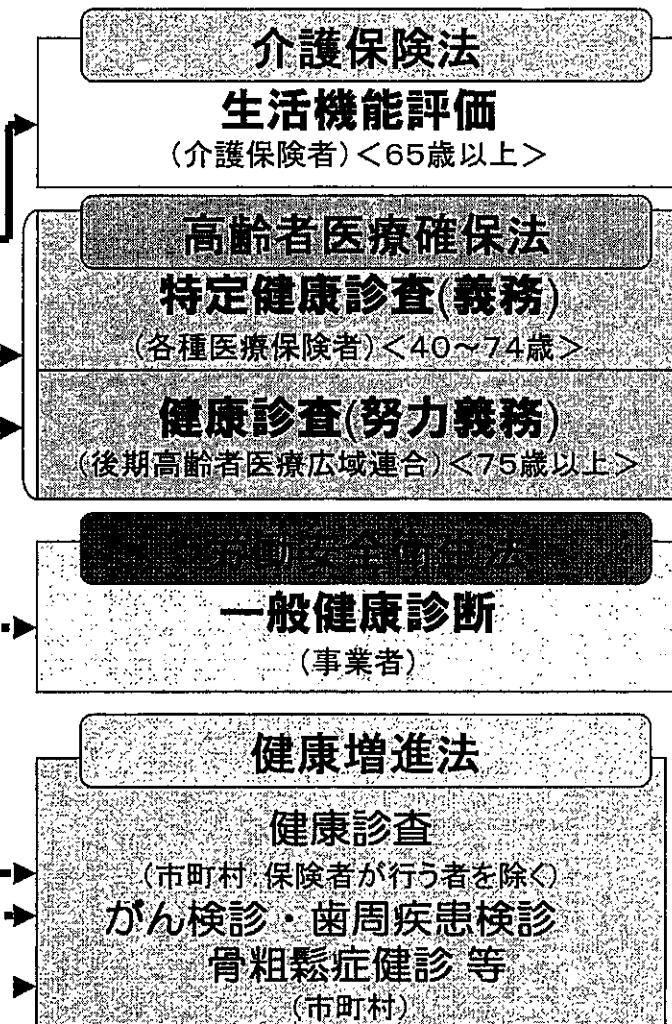
## 健診（検診）に係る制度の変更

市町村が行っている「基本健診(老健事業)」は、今後、医療保険者が行う「特定健診／75歳以上健診」と介護保険者が行う「生活機能評価」に、「歯周疾患検診等」は引き続き市町村が実施。

平成19年度



平成20年度



# 生活機能評価

## 生活機能チェック

### ○問診

- ・現状の症状・既往歴・家族歴
- ・嗜好 等

・生活機能に関する項目（基本チェックリスト）

### ○身体計測

- ・身長・体重・BMI

### ○理学的検査

- ・視診・打聴診・触診

### ○血圧測定

### ○医師の判定

（生活機能の低下の有無）

特定高齢者候補者  
に該当する者

## 生活機能検査

### ○理学的検査

- ・反復唾液嚥下テスト

### ○循環器検査

- ・心電図

### ○貧血検査

- ・赤血球数・血色素量
- ・ヘマトクリット値

### ○血液化学検査

- ・血清アルブミン検査

### ○医師の判定

（介護予防プログラムへの参加の可否）

## 介護保険の第1号被保険者

（要介護者・要支援者を除く）

## 特定高齢者候補者

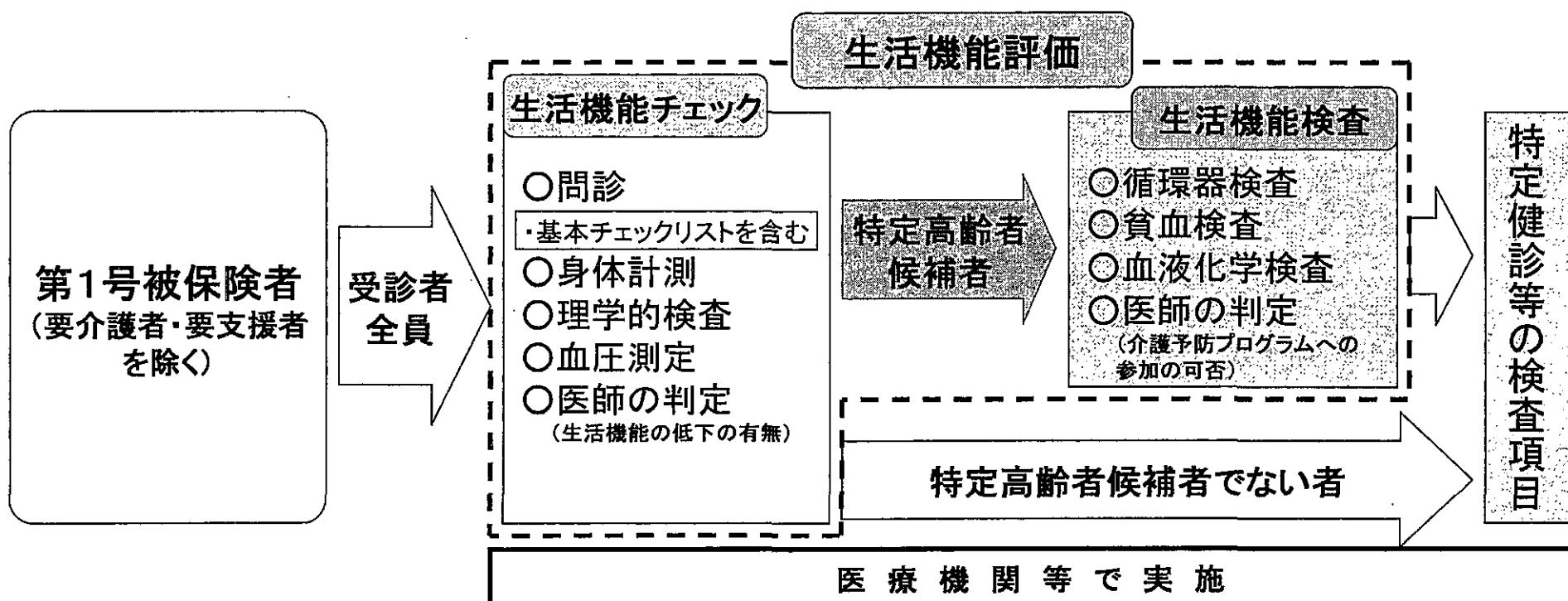
注)市町村等が生活機能に関する項目（基本チェックリスト）を行った結果、生活機能の低下が疑われない者に対する生活機能チェック及び生活機能検査を行う必要はありません。

# 生活機能評価の実施方法①

## 特定健診等と同時に実施する場合①

- 生活機能評価と特定健診等とを同時に実施する場合で、基本チェックリストの実施（特定高齢者候補者の選定）を含めて医療機関等に委託する場合は、受診者全員（要介護者、要支援者を除く介護保険の第1号被保険者）が生活機能チェックを受診することになります。
- この場合、生活機能チェックに係る費用は、受診者全員（要介護者、要支援者を除く介護保険の第1号被保険者）分、地域支援事業の事業費で負担します。

-218-

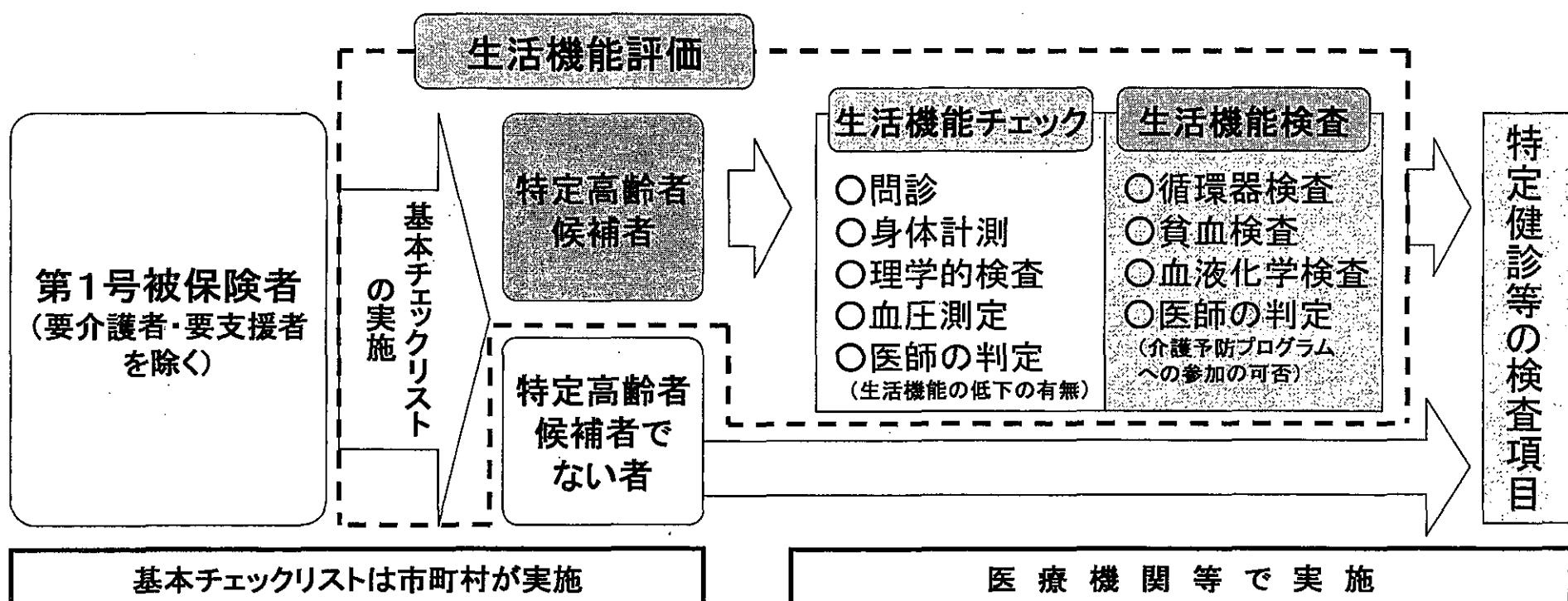


# 生活機能評価の実施方法②

## 特定健診等と同時に実施する場合②

- 基本チェックリストの実施(特定高齢者候補者の選定)を医療機関等に委託しないで市町村において実施する場合は、特定高齢者候補者のみが生活機能評価と特定健診等とを併せて受診し、特定高齢者候補者候補者に該当しない者は特定健診のみを受診することになります。
- この場合、特定高齢者候補者に該当しない者の健診等に係る費用は、特定健診等で負担することになります。

-219-



# 生活機能評価の実施方法③

## 生活機能評価を単独で実施する場合①

- 生活機能評価は単独でも実施することが可能です。
- 基本チェックリストの実施(特定高齢者候補者の選定)を医療機関等に委託契約する場合は、
  - ・受診者全員(要介護者、要支援者を除く介護保険の第1号被保険者)が、生活機能チェックを医療機関等で受診こととなります。
  - ・生活機能評価に係る費用は、受診者全員分、地域支援事業の事業費で負担します。

-220-

